

SIFAでは2012年より地域で暮らす市民が日本語交流活動を通してともに学ぶ教室を開催しています。日本語教室の目的を明示すると同時に、この取り組みをもっと地域にも発信していきたいとの思いから、わたしたちが大切にしている基本理念を宣言として掲げました。

## 日本語交流活動宣言

公益財団法人 吹田市国際交流協会  
日本語支援ボランティア

吹田市国際交流協会と日本語支援ボランティアであるわたしたちは、日本語教室での定期的な交流活動を通して地域に暮らす外国人の日本語とそれにまつわる暮らしの課題に関わり、同じ地域に住む市民として相互にそれぞれの文化や生活習慣を尊重し合い、より豊かな多文化共生社会の実現を目指して日本語交流活動に取り組むことを宣言します。

1. 外国人が自立した社会生活を行い、多様な人々とコミュニケーションを図り、地域に根ざして自分らしく豊かに暮らせるよう日本語習得の支援をします。
2. 同じ地域に暮らす市民として寄り添い、教室参加者がつながり、よい関係を築き、情報交換や相談ができる居場所をつくれます。
3. 活動を通してつながりの輪を広げ、地域のさまざまな人と交友を深め、だれもが安心して安全に暮らせる環境づくりに努めます。
4. 地域住民が外国人の日本語や暮らしの課題に関心を持ち、相互理解が深まるよう、地域社会に向けた広報活動に取り組みます。

2020年4月1日

## 宣言に至る背景

吹田市国際交流協会では、2012年より、地域に暮らす外国人に対する支援の一環として市民ボランティアが参加して開く日本語教室を運営してきました。外国人にとっての日本語の課題としては、国や行政の立場からは日常生活や社会生活を営むための日本語の習得が注目されます。例えば、日本語教育推進に関する法律の第1条（目的）にそのような文言があります。そして、文化庁が実施する地域日本語教育推進事業で提案している標準的なカリキュラム案でも日本語で行うことができるようになることが期待される生活上の行為がリストアップされています。

これまでのわたしたちの活動から見えてきたことは以下のようなことです。

## 日本語教室に来る外国人

国際交流協会やボランティアグループ等が開いている日本語教室には、日本語学習の経験がなく、来日間もない外国人が訪ねてきます。そうした外国人は日本語がほとんどできません。また、留学生や就労者、国際結婚の配偶者などですでに日本で一定期間生活して日本語もある程度できる人や高度な日本語を習得している人も訪ねてきます。

いずれの日本語教室来訪者も、実際の生活上の行為を日本語でできるようになりたいということだけでなく、この町で暮らすことにまつわるいろいろな情報がほしい、そしていろいろな人と交わりながら日本語も上達したいという希望をもって日本語教室に来ます。そして、何のために日本語が上達したいかというと、**日本語を使ってもっといろいろな人とつながって関係を築きたい、自分らしく豊かに暮らしたい**ということです。

## 日本語支援ボランティア

日本語支援ボランティアは、日本語を教える専門家ではありません。しかし、同じ地域に暮らす外国人とつながって、少しでも**日本語が上達するようにお手伝いしたい**と思っています。「いろいろな人と交わりながら日本語も上達したい」と言って教室に来る外国人に対して、ただ教科書に準じて日本語を教えるだけでは十分ではないとわたしたちは思います。また、「日本語を教える人」と「日本語を学ぶ人」という対等でないような関係になってしまうことをわたしたちは望んでいません。むしろ、**わたしたちと教室に来る外国人は同じように地域に暮らす人と人の関係でいたい**と思っています。

## わたしたちにこそできること＝日本語交流活動

わたしたちにこそできることは、外国人と日本語で交流する活動を行い、かれらとつながりを作りつつ、活発な日本語使用を通して日本語を伸ばしてもらうことです。その日本語というのは、日本語の文法や語彙の知識だけでなく、生活のための日本語だけでもありません。その重要な部分は、**自己表現の日本語という「人とつながるための日本語」**です。そうした日本語交流活動を通して、日本語力を身につけて教室の外でも自身のことを語ってさまざまな人とつながりながら自分らしく暮らしていけるようになり、みんなが相互に尊重し合い、安心して安全に暮らせるまちづくりに貢献したいとわたしたちは思っています。

また、わたしたちの活動を積極的に地域に発信することも大切だと考えています。

## 【補足】

2017年10月に策定された吹田市多文化共生推進指針の基本目標では、「**全ての市民が国籍や民族、文化の違いを認め合い、人権が尊重され対等な地域社会の一員として、共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指します。**」と謳われています。そして、その下に、(ア)人権の尊重、(イ)市民としての権利の保障、(ウ)社会参加の保障、(エ)市を活性化する多文化の確保、という4つの基本理念が設定されています。その内の「(ウ)社会参加の保障」では、「**外国籍市民等が日本人市民と共に多文化共生のまちづくりを担うため、地域社会への参加を促進します。また、互いの文化などを尊重し、互いに学び合う地域社会づくりを推進します。**」と述べられています。わたしたちの活動は、このような多文化共生推進の考え方に沿うものです。